

堺市災害応急救助要綱

堺市小災害応急救助要綱（昭和 4 3 年制定）の全部を改正する。

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）その他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、風水害、火災等の災害（以下「災害」という。）による被災者に対する応急救助措置について必要な事項を定める。

（協 力）

第 2 条 この要綱による応急救助措置は、赤十字奉仕団分団長及び担当民生委員の協力を得て行うものとする。

（適用の対象）

第 3 条 この要綱による応急救助措置は、本市の区域内に居住する者が災害によりその住家について全半壊、全半焼、流失、床上浸水、土砂のたい積又は火災による水損の被害を受けた場合に適用する。ただし、居住に支障のない場合を除く。

2 前項の規定による応急救助措置の適用がない場合において、本市の区域内に住所（日本国籍を有しない者にあつては、その居住地）を有する者が災害により死亡し、又は災害による負傷のため 1 週間以上入院した場合は、第 6 条の規定のみを適用する。

3 自己の故意又は重大な過失により被災した者その他支所長が要綱の適用を不相当と認める者については、この要綱の全部又は一部を適用しないことができる。

（被害の認定基準）

第 4 条 住家、世帯及び被害の認定基準は「災害救助法による救助の実施について」（昭和 4 0 年 5 月 1 1 日付厚生省社会局長通知（社施第 9 9 号））に準拠するものとする。

（住家被害に対する見舞金）

第 5 条 災害で住家被害を受けた場合は、当該住家に居住する世帯の世帯主に対し、次の区分により見舞金を支給する。ただし、世帯の構成員とみなし得るような同居者については、同一世帯に属するものとみなす。

(1) 複数人で構成する世帯の場合

| 区 分 | 1 世帯当たりの見舞金の額 |
|-------------------------|---------------|
| 全壊、全焼、流失 | 4 0 , 0 0 0 円 |
| 半壊、半焼 | 2 0 , 0 0 0 円 |
| 床上浸水、土砂のたい積、 火災による水損 | 1 0 , 0 0 0 円 |

(2) 単身者世帯の場合（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護を受けているときは、前号の規定を適用する。）

| 区 分 | 1 世帯当たりの見舞金の額 |
|----------|---------------|
| 全壊、全焼、流失 | 2 0 , 0 0 0 円 |

| | |
|-------------------------|---------|
| 半壊、半焼 | 10,000円 |
| 床上浸水、土砂のたい積、 火災による水損 | 5,000円 |

(弔慰金及び負傷見舞金)

第6条 災害で死亡した場合は、当該死亡者の葬儀を主催した者に対し、死亡者1人当たり40,000円の弔慰金を支給する。

2 災害による負傷のため1週間以上入院した場合は、当該負傷者に対し、1人当たり5,000円の負傷見舞金を支給する。

3 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第31号)の規定に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する場合は、この要綱に基づく弔慰金又は負傷見舞金を支給しないものとする。

(毛布の支給)

第7条 次の各号に掲げる場合は、被災者に対し、毛布を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に支所長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により支給する毛布の枚数は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日までの間 1人当たり1枚

(2) 10月1日から翌年3月31日までの間 1人当たり2枚

(布団の貸与)

第8条 次の各号に掲げる場合は、被災者に対し、布団を貸与することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に支所長が必要と認めたとき。

(食品の支給)

第9条 次の各号に掲げる場合は、食品を2日分(6食分をいう。)まで支給することができる。

(1) 5世帯以上が避難所に収容されたとき。

(2) その他特に支所長が必要と認めたとき。

(汚損物の処理)

第10条 災害により汚損した建具、日用品その他の家財を一般廃棄物として処理する場合は、当該処理手数料を免除する。

2 低所得世帯については、前項に規定する以外の災害により生じた一般廃棄物の処理であっても当該処理手数料を免除する。

(申 請)

第11条 第3条の規定によりこの要綱の適用を受けようとする者は、堺市災害応急救助要綱適用申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。ただし、特に支所長が当該申請書を提出させることが困難であると認めるときは、提出を要しないものとする。

(地区班の出動要請)

第12条 支所長は、被害の状況により必要と認めるときは、総務局長に対し、地区班の出動を要請することができる。

(委 任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行し、同日以後に発生した災害に関して適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月1日から施行する。ただし、改正後の第1条、第5条及び第6条の規定は、昭和57年8月1日以後に発生した災害に関して適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。